

福岡市独自の緊急経済支援策

令和2年5月1日現在

各項目の詳細な内容や手続きの方法などは現在調整中です。最新情報は福岡市ホームページにてご確認ください。

店舗への家賃支援

【概要】 緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業した飲食店などの店舗の家賃の8割、上限50万円を支給します。

【対象期間】 緊急事態宣言の4月7日から5月6日

【対象施設】 福岡県の協力要請を受けて、概ね15日以上休業した施設や時間短縮営業した飲食店など（中小企業・小規模事業者）

福岡県が指定した「基本的に休止を要請する施設」、「基本的に休止を要請しない施設のうち食事提供施設（※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請）」

【支援内容】 1か月分の家賃の8割（上限50万円）を支援するもので、緊急事態宣言中の期間、1回のみ。

【申請時期】

申請受付は5月13日開始予定。
支給開始は5月18日頃を予定。

【問い合わせ先】

○店舗への家賃支援お問い合わせダイヤル

電話番号：092-401-0019（受付時間 平日9:00-18:00）

○事業者への休業要請等に関する相談は下記の専用ダイヤル

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（24時間対応）

電話番号：092-643-3288 / FAX：092-643-3697

文化・エンターテインメント事業者への支援

【概要】 市内のライブハウス、ホール、演劇場などの文化・エンターテインメント施設に対し、無観客での映像配信設備等にかかる経費として、50万円を上限（対象経費の4/5）に支援を行います。

【支援対象者】 福岡県による休業要請、時間短縮営業要請の対象となった以下の施設の運営者（中小企業・小規模事業者等）

ライブハウス、劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場）、貸しスタジオ（密閉、密集、密接の状態が生じる音楽、舞踊等のスタジオ）

【対象経費】 無観客の映像配信等にかかる経費（カメラ、PC等の機材費、Wi-Fi整備費、編集・配信コンサルティング料）

【対象期間】 令和2年4月7日から7月31日の間に支出した、もしくは支出予定の経費

【申請時期】 令和2年5月1日開始

【問い合わせ先】

部署：経済観光文化局 コンテンツ振興課

電話番号：092-711-4329

FAX：092-711-4354

E-mail：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp